

令和7年度
町 政 執 行 方 針

令和7年3月

広尾町長 田 中 靖 章

はじめに	1
町政に臨む基本姿勢	1
1 活力ある産業のまち	3
(1) 水産業の振興	
(2) 農業の振興	
(3) 林業の振興	
(4) 商工業の振興	
(5) 観光振興とサンタランド	
(6) 十勝港の利活用	
2 安心して暮らせる支え合いのまち	9
(1) 子育て支援・地域福祉	
(2) 高齢者、障がい者福祉と介護サービス	
(3) 健康づくり	
(4) 医療体制	
(5) 国民健康保険・後期高齢者医療	
3 豊かな心を育み文化を高めるまち	14
4 住みやすさが感じられるまち	15
(1) 防災・消防対策	
(2) 交通安全・防犯対策	
(3) 道路交通・公共交通対策	
(4) 住宅環境対策	
(5) 環境衛生対策	
(6) 上下水道の整備	
(7) 脱炭素化の推進	
(8) 公園整備	
5 次世代に引き継ぐことができるまち	20
(1) 町民が活躍するまち	
(2) 行財政運営	
(3) 移住・定住、交流、関係人口の拡大	
む す び	24

はじめに

令和7年第1回広尾町議会定例会の開会に当たり、町政運営について所信を申し述べ、議員各位並びに町民の皆さまのご理解とご協力を賜りたいと存じます。

昨年4月に町民の皆さまからご信任を戴き町政の執行を担わせていただいていたから早くも1年が経とうとしております。

この間に、国の経済は雇用や所得環境の改善が進み、国内の人の往来の活発化やインバウンド需要の回復などにより上向きの傾向を見せておりますが、他方で原油価格や物価の高騰の長期化などが住民生活へ大きく影響を及ぼしており、先行きが不透明な状況が続いております。

本町が直面する課題の解決に向けて、町民の皆さまの声を聞き、手を携え、住民生活を支えるための施策を積極的に取り進め、国や北海道、関係機関等と連携を図りながら、未来へつなぐ「持続可能」なまちづくりを推進してまいります。

町政に臨む基本姿勢

本年度は、第6次まちづくり推進総合計画の前期計画期間の最終年度となっております。計画に掲げる基本目標を着実に推進し、社会情勢に合わせた見直しを行いながら各種施策を前進させ、「海・山・川が

織りなす、希望が灯るサンタランド・ひろお」の実現に向け、町民の皆さまと力を合わせてまいります。

広尾町の豊かな自然からもたらされる地域の資源を最大限に生かした漁業・農業・林業の振興をはじめ、商工業及び観光の振興を推進し、まちに賑わいを生み出し、町民の皆さまが安心して暮らせる福祉・医療、子育て・教育の充実、そして将来を見据えた堅実な財政運営など、これまでの取り組みを更に前に進めてまいります。

目まぐるしく移り変わる社会情勢の中、国においてもゼロカーボンや自治体DXの取り組みを推進するなど、社会の変革に的確な対応が求められております。

様々な主要課題の解決に最大限の努力を行い、「次世代に引き継ぐことができるまちづくり」の実現に向け、全力を挙げて取り組んでいく決意であります。

主要施策の展開

次に、本年度の主要施策の展開につきまして、第6次広尾町まちづくり推進総合計画に掲げる五つの基本目標に沿って申し上げます。

1 活力ある産業のまち

(1) 水産業の振興

本町産業の根幹をなす漁業は、海洋熱波など厳しい気候変動による高水温の影響を受け、秋サケをはじめとする主要魚種の大幅な漁獲不振などにより、依然として厳しい経営状況が続いております。

こうした情勢を踏まえ、漁協をはじめ関係機関と連携協力し、増養殖事業を柱に、資源回復活動や漁業者への経営支援など様々な取り組みを図ってまいります。

赤潮被害に対応した取り組みとしては、ウニと毛ガニの生息把握や環境モニタリングなどの調査事業に対し、継続して支援をしてまいります。

また、ウニ増殖対策については、国の交付金を活用しながら、資源回復を図る活動や漁場環境の把握等の事業実施に引き続き支援してまいります。

新しい漁業の創出と養殖技術の確立を目的に、漁協が行うウニ養殖企業化試験事業についても引き続き支援してまいります。

長年実施しているマツカワの稚魚の飼育・放流事業については、管内4町3漁協の広域連携により、引き続き取り組んでまいります。また、種苗の安定供給が図られるよう関係機関などと連絡を密にしながら

ら必要な対応を行ってまいります。

水産加工品の販路拡大について、産業流通振興公社を中心に加工業者などとも連携協力して進めてまいります。

漁業活動の支障となる流木等の海岸漂着物については、確実に対策が実施されるよう、引き続き国や北海道に要請してまいります。

その他、漁業の担い手確保や定着を図る目的で漁協が実施する漁業後継者育成対策事業に必要な支援をしてまいります。

（２）農業の振興

近年、飼料や肥料などの農業生産資材の価格高騰が続き、酪農経営を圧迫していることから、町営牧場の活用や公社営事業の推進などにより、良質粗飼料の確保に取り組んでまいります。引き続き、農協をはじめ関係機関と連携・協力し、今年度から始まる第６期中山間地域等直接支払交付金事業などを着実に推進するとともに、生産基盤の回復と農業経営の安定化に取り組んでまいります。

さらに、法定家畜伝染病の発生農場の増加に対しては、家畜防疫対策緊急プロジェクトチームを中心に農場の定期巡回やカラス・エゾシカ対策などに取り組み、早期清浄化に向けた防疫対策の強化を図ってまいります。

一方、本町の農家人口や農家戸数は年々減少傾向に歯止めが掛からず、将来の担い手の確保・育成が喫緊の課題となっております。この課題に対応するため、第三者経営継承など新規参入者への支援や確保に向けた取り組みを進めてまいります。

また、地域おこし協力隊制度を活用した農場派遣事業などを積極的に行い、指導農業士など町内の農業者とも協力しながら、若い世代の

農業への興味・関心を高め、将来の担い手として育成するための取り組みを関係機関一丸となって推進してまいります。

（３）林業の振興

カラマツ及びトドマツを主体とした町内の人工林は、３５年生以下の若い林分が多くを占めており、保育・間伐を適正に実施していくことが大変重要となっております。また、今後主伐期を迎える人工林も増加していくことから、町内の林業生産活動を活発化させ、木材の需要拡大による森林資源の循環利用を着実に進める必要があります。

私有林については、森林整備の促進や広尾サントラランドウッドの魅力向上をはじめとした木材の利用促進、林業の担い手育成など、貴重な財源である森林環境譲与税を納税者の理解を得ながら積極的に活用し、林業事業体を支援してまいります。

町有林については、引き続き適切な整備を実施し、町民の財産である貴重な森林資源をしっかりと守ってまいります。

林業振興策のひとつである「集いの杜プロジェクト」については、地域プロジェクトマネージャーを中心に野塚交流館を地域に根差した施設として運営し、体験交流拠点として、また、人材育成の場として、地域おこし協力隊制度を活用しながら、林業・木材産業のさらなる充実を図ってまいります。

また、広尾町のゼロカーボンシティ宣言に合わせて、温室効果ガスの排出量削減や吸収量をクレジットとして国が認証する「Ｊークレジット制度」を活用し、町有林全体の二酸化炭素吸収量のクレジット化を進め、企業等への売却を図り、ゼロカーボンへの貢献と森林資源の

循環システムの確立をめざしてまいります。

有害鳥獣対策については、行政、産業団体、猟友会はもとより町民とも連携を密にし、安全確保を徹底しながらエゾシカやヒグマなど有害鳥獣の捕獲を行い、農林業被害の軽減や居住地域への出没の抑制に努めてまいります。

（４）商工業の振興

商工業は、人口減少による購買力の減退や原油価格等の高騰の影響を受け、依然として厳しい経営環境が続いております。

こうした情勢を踏まえ、住民の暮らしや地域の雇用を支える大きな役割を担っている中小企業等に対し、様々な経済対策を講じることにより、地域内循環による町内経済の活性化を図りつつ、地域外への消費の流出を抑制する方策を講じ、商工会と連携を密にしながら支援を継続してまいります。

新たに、国の小規模事業者持続化補助金を活用する小規模事業者に対し、商工会を通じて自己負担分の一部を補助することにより、地域の雇用や生産性向上及び持続的発展の促進を図ってまいります。

また、地域おこし協力隊制度を活用した雇用の掘り起こしや事業承継に向けた取り組みなど、町内事業所の事業活動の継続を図ってまいります。

さらに、新しく起業をめざす創業者や新商品開発の取り組みに対し継続して支援してまいります。

ふるさと納税では、事業者の理解の下、特産品を活用した魅力ある返礼品の充実に取り組むほか、あらゆる方策を講じ、寄付額の増加と、

本町特産品の認知度向上を図ってまいります。

（５）観光振興とサンタランド

観光振興については、国内外からの交流人口や関係人口の増を図るため、町観光協会などの関係団体と連携し、「また来たくなる」まちをめざしてまいります。多くの方々を広尾町に呼び込むために、体験型観光の充実強化や新たな特産品開発に取り組むなど、観光客の増加が期待できる環境を整えてまいります。

十勝港まつりなどのイベントについては、地域資源を活かしながら、来場者の満足度を高める工夫を凝らして開催してまいります。

観光情報の発信については、発信力を強化し、SNSを活用した地元産品のPR、スタンプラリーやフェアの拡充などを図ってまいります。

広域観光では、十勝観光連盟やえりも岬とんがりロード観光協議会、日高東部・十勝南部広域連携推進協議会などと地域間連携を強化し、進めてまいります。また、日高山脈襟裳十勝国立公園についても、関係機関と連携しながら地域の特色を生かした観光客誘致に取り組んでまいります。

また、交流人口の増加に向けた「道の駅」や「キャンプ場」の整備について、関係団体と協議を進めてまいります。

サンタランド事業については、引き続き大丸山森林公園を中心にイルミネーションの充実を図るとともに、聖地となる公園内の景観維持に努め、安心して訪れてもらえるよう施設を維持管理してまいります。

また、新たに大丸山頂上に展望台の設置やトイレ整備を行うなど、環境整備を進めてまいります。

サンタカードについては、さらなる魅力向上を図り、ホームページの充実や申込方法の簡素化など申込増につながる取り組みを進めてまいります。

「子どもの夢を応援するプロジェクト」については、趣旨に賛同する協力企業や地域が広がるよう引き続き取り組んでまいります。

（６）十勝港の利活用

重要港湾 十勝港は、昨年、京浜港と結ぶコンテナ船の定期航路が開設され、利活用が一步前進いたしました。

昨年の貿易額は、背後圏の堅調な農業生産を背景に１６６億８，４００万円を記録し、１４年連続で１００億円を上回りました。

今後は、コンテナヤード整備を足掛かりに、コンテナ船定期航路の維持、発展に向けた取り組みとして、本港の利便性と優位性の発信を加速させ、地域が抱える物流課題解決の一助となるよう努めてまいります。また、十勝港を往来する船舶の安全な航行のため、航路、泊地の浚渫に取り組んでまいります。

これからも、十勝はもとより道東地区の農産品などの流通拠点港として、また、漁業水産基地として、飼料コンビナート関連企業や農林業関連企業等の積極的な誘致に努め、十勝港港湾振興会と連携しながら、港の利活用の促進に向けた取り組みを展開し、十勝地域における産業の発展に寄与してまいります。

2 安心して暮らせる支え合いのまち

(1) 子育て支援・地域福祉

子どもの健やかな成長と子育てを支えることは、将来を担う子どもたちへの投資であり、まち全体で取り組むべき重要な課題であります。本年度からスタートする「こども計画」に基づき、安心して子どもを産み育てることができるよう、子ども・子育て世帯の多様なニーズに応じた施策の推進に取り組んでまいります。

子育て世帯への相談支援として、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を提供できるよう、子育て世代包括支援センターの充実を図るとともに、相談支援体制を更に強化するため、母子保健機能と児童福祉機能を合わせ持つ子ども家庭センターの設置に向けて取り組んでまいります。

助産師による産後ケア事業や、地域で支えるファミリーサポート事業の普及を図り、育児の支援に努めてまいります。

児童施設の保育園、保育所及び放課後児童クラブについて、子どもの成長に応じた教育・保育を行ってまいります。

子育て世帯への経済的な負担軽減については、不妊治療費や妊産婦健診費の助成、出産祝い金支給事業、高校生までの医療費の無償化のほか、昨年から実施しております保育料の完全無償化や在宅育児支援金支給事業を始め、子育て世帯を応援する取り組みを引き続き行ってまいります。

誰もが安心して暮らすことができるよう、社会福祉協議会や関係団体と連携し、支え合いを基調とした地域福祉の推進に取り組んでまいります。

重層的支援体制整備事業については、複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制により、属性を問わない相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施し、生きづらさを抱える方の生活をサポートしてまいります。

とりわけ、ひきこもり支援については、相談支援体制の充実とコミュニティソーシャルワーカーを中心とした支援機関との協働により、ひきこもり状態にある方やその家族に寄り添った支援を行ってまいります。

（２）高齢者、障がい者福祉と介護サービス

広尾町の高齢化率は十勝管内で４番目に高く、高齢者福祉の充実と推進が求められております。

医療や介護が必要になっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしをおくることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援を一体的に提供する「地域包括ケアシステム」の充実に努めてまいります。

心身の活動機能の低下で要介護状態に近づく「フレイル」などの心身の多様な課題に対応するため、保健事業と介護予防事業を一体的に取り組み、住民の健康寿命の延伸をめざしてまいります。

地域サポーターの協力で運営している「いきいき百歳体操」など、自主的に介護予防に取り組む高齢者の増加をめざすとともに、支え合いの担い手となるボランティアの養成に努めてまいります。

認知症については、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせるよう、「共生」と「予防」を両輪として支援体制を充実させ、認知症サポーター養成講座の開催や認知症カフェの運営など、地域で見守り支え合う「チームオレンジ」の活動を推進してまいります。

高齢者福祉については、緊急通報システム設置事業、軽度生活支援事業や食の自立支援事業の継続実施により、高齢者の日常生活の安全と安心を確保するほか、生きがいや活躍の場となる高齢者勤労事業部と老人クラブの運営支援を引き続き行ってまいります。

「高齢者外出支援交通費助成事業」についても継続し、タクシーやバスで利用できる助成券の交付により、買い物や通院など高齢者の外出を支援することで、社会参加や介護予防にもつなげる取り組みを進めてまいります。

障がい者福祉については、障がい者が社会の一員として人権を尊重され、自らの選択と決定で社会活動に参加し、誰もが安心して暮らせる地域共生社会の実現をめざしてまいります。

障がい者の社会参加や職業訓練の機会の提供、障がいへの理解を醸成する取り組みとして、NPO法人の一まひろおとともに地域活動支援センター事業や就労体験事業を推進してまいります。

介護サービスについては、持続可能な提供ができるよう、サービスの担い手を養成するための「介護職員初任者研修」を継続開催するとともに、「医療従事者等修学資金貸付制度」により、人材の確保に取り組んでまいります。

生活支援ハウスについては、居住する高齢者の心身の健康を保持し、ふれあいを深めることで、安心して社会生活を送ることができる施設をめざしてまいります。

老人ホームについては、全国的な介護人材不足や入所者の重度化が課題となっている中、引き続き介護人材確保に努めながら、ＩＣＴ機器の導入により、介護職員の負担軽減や離職防止を図るとともに、入所者が安心して自分らしい生活が送れる施設をめざしてまいります。

また、新たに開設する特別養護老人ホームは、入所者一人ひとりにあわせた生活を支援するユニットケアを基本とし、自立支援と重度化防止に取り組みながら、地域に根づいた施設づくりをめざしてまいります。

(3) 健康づくり

感染症のまん延対策や重症化の予防として、带状疱疹ワクチンやインフルエンザワクチン、新型コロナワクチンの定期接種にかかる体制整備や周知に努めてまいります。

健康寿命の延伸や健康格差の縮小に向けて、運動習慣の定着を図るなど、町民の主体的な健康づくり活動を支援してまいります。

疾病の早期発見のため、特定健診やがん検診の受診率向上を図るとともに、家庭訪問などの保健事業により、高血圧、糖尿病、慢性腎臓病などの予防や重症化予防に取り組んでまいります。

「第２期食育推進計画」により食育に関する施策を推進するほか、歯科保健事業についても、乳幼児期から高齢期までのライフステージに沿った歯や口腔の健康づくりへの意識の向上を図ってまいります。

「いのちを支える自殺対策計画」に基づき、悩んでいる人に寄り添

い、必要な支援につなげるゲートキーパーの養成講座を開催し、こころの健康づくりに関する普及啓発を推進してまいります。

（４）医療体制

国民健康保険病院については、地域医療ニーズに応じた質の高い医療の提供と患者サービスの向上を図り、経営の健全化に取り組んでまいります。また、地域の「かかりつけ医」としての役割を担うとともに、町内の医療機関との連携を強化しながら、専門外来や入院医療の充実を図り、救急患者にも対応できる地域の中核医療機関として、町民の生命と健康を守ってまいります。

課題となっている看護師などの医療スタッフの確保については、効果的な対策を検討し、重点的に取り組んでまいります。

（５）国民健康保険・後期高齢者医療

国民健康保険については、北海道がとり進める「令和１２年度統一保険料」を見据え、適正な保険料設定と事務の共通化・効率化に取り組んでまいります。

後期高齢者医療については、高齢者が安心して必要な医療を受けられるよう、北海道後期高齢者医療広域連合と連携を図り、適正な制度運営と保健事業の推進に努めてまいります。

また、「第３期データヘルス計画」に基づき、医療機関と連携し健康課題に応じた効果的な保健事業として、引き続き各種健診受診の勧奨ときめ細かな保健指導を実施し、早期発見や重症化予防など健康の保持増進等を図り、医療費の適正化と医療費負担の軽減に努めてまいります。

3 豊かな心を育み文化を高めるまち

未来を担う子どもたちが、夢や希望をもって主体的に生きる力を身に付けることができるよう、これまでの取り組みを継続しながら着実に推進していくとともに、学校教育、社会教育の更なる充実に向け、総合教育会議などを通じて教育委員会との連携を図ってまいります。

小・中学校においては、引き続き給食費の無償化と修学旅行費半額助成を実施してまいります。また、GIGAスクール構想により整備したタブレット端末を更新し、学習環境の整備に努めてまいります。

また、広尾高校の魅力向上に向け、町主導による広尾高校魅力向上プロジェクトを立ち上げ、「サポートプラン13」の支援を継続するとともに、広尾高校生の基礎学力向上と学習習慣の定着を図るため、新たに、夏冬の長期休業期間に公設民営塾を開設いたします。

さらに、広尾高校が魅力向上策の一環として始めた「広尾地域学」には、新たにコーディネーターを配置し内容の充実を図ってまいります。この事業による生徒の全国募集も視野に入れ、町外からの受け入れ態勢を維持するため下宿事業運営費助成を開始し、町民や町内企業のご協力をいただきながら広尾高校の存続に全力で取り組んでまいります。

また、本町の歴史や文化を次世代に継承していくため、昭和50年代半ばに発刊された「新広尾町史」以降の約45年間にわたる町史の編さん作業を昨年からスタートさせました。令和11年度の発刊に向け、計画的に作業を進めてまいります。

このほか、教育関係の具体的施策につきましては、教育長から申し上げます。

4 住みやすさが感じられるまち

(1) 防災・消防対策

防災については、地域防災計画や強靱化計画に基づき、被害を最小化し、迅速な回復を図る「減災」の考えを基本とし、住民の生命、身体及び財産を守るため、様々な防災・減災対策を推進してまいります。

1月15日に公表された政府の地震調査委員会長期評価において、十勝沖でマグニチュード8程度の大地震が今後30年間に起きる確率が「20パーセント程度」に引き上げられました。昨年も1月の能登半島地震など全国各地で大きな地震が頻発しております。千島海溝沿いのエリアは特に確率が高くなっていることから、本町では特に厳冬期における地震・津波対策に重点を置いた様々な取り組みを進めてまいります。具体的には、地震・津波避難訓練を通じて住民に対し適切な避難行動や備えを行うための意識啓発を図るとともに、自力で避難することが難しい方を対象とした個別避難計画の作成を進めてまいります。

避難生活に必要な物資の備蓄については、住民や事業所、自主防災組織などとの連携を強化し、行政備蓄と、それを補完する個人備蓄、流通備蓄の確保に努め、冬季の避難生活に対応できるよう、まち全体で備えの充実を図ってまいります。

地域の防災体制については、引き続き自主防災組織の更なる設立を推進し、共助の力による地域防災力の充実を図ってまいります。

防災教育の面では、自主防災組織と高校生が連携した訓練や町内小中学校での講話や訓練など、防災に関する系統的な学びを支援し、人材育成を図ってまいります。

消防については、大規模多様化する災害に対応するため、教育訓練による知識・技術の向上を図るとともに、消防団員の確保、消防団活動への支援に取り組んでまいります。

また、消防団員の装備や災害時の拠点となる消防施設を適切に管理し、地域防災力の充実強化を図ってまいります。

（２）交通安全・防犯対策

交通安全対策については、「デイ・ライト運動実施のまち」として引き続き旗の波作戦をはじめ、各種啓発活動により、交通安全意識を高める取り組みを展開してまいります。

また、高齢者の運転免許返納を支援する助成事業の継続、通学路における交通指導など、交通事故撲滅を推進してまいります。

防犯対策については、町民に対し様々な情報提供を行い、犯罪のない明るく住みよいまちづくりをめざしてまいります。

消費者保護対策については、町民が消費者被害に遭わないよう、引き続き関係機関や団体と連携を密にし、適切な情報提供をするとともに、地域に密着した啓発活動に努めてまいります。

（３）道路交通・公共交通対策

高規格道路帯広・広尾自動車道については、十勝港への物流ネットワークの強化、災害対策、救急医療、観光振興などまちづくりに欠かすことのできない大変重要な道路であります。一日も早い全線開通に向けて、引き続き関係機関と連携し要望活動に取り組んでまいります。

町道については、日頃より保守点検を行い、安全な通行の確保、景観維持に努めるため、維持補修や道路整備を計画的に実施してまいります。

除雪については、町民の生活に支障のないよう、迅速に通行の安全を確保するため、丁寧かつ効率的な態勢整備に努めてまいります。

公共交通については、バス、タクシーを運行する民間交通事業者が利用者の減少や運転手不足などの課題を抱えており、運行日や運行時間の縮小による利便性の低下が指摘されております。

地域住民の足を守るため、地域幹線交通である十勝バス広尾線の利用促進や、運休中の「高速ひろおサント号」運行再開に向けた要望活動に努めてまいります。また、ＪＲ北海道バス日勝線「広尾・庶野間」については、利用実態などを踏まえ、えりも町、運行会社と継続協議してまいります。

高齢化の進行や商業施設の閉店等により、広尾市街地においても買い物時などの移動に困難な方が増加しております。地域の交通課題を洗い出し、新たな交通手段のあり方を地域全体で考えるため、地域公共交通会議を設置し、検討を進めてまいります。

（４）住宅環境対策

公営住宅については、「公営住宅等長寿命化計画」に基づき、改善事業及び除却事業を継続的に実施してまいります。

既存の公営住宅については、適切な維持管理を実施し、住宅環境の保全・充実に努めてまいります。

空き家対策については、危険空き家等の実態と個別の状況・事情を把握し、指導・助言などを行うほか、取壊しに対する助成制度を継続してまいります。

空き家の利活用促進については、地域おこし協力隊による空き家相談窓口を開設するほか、「空き家バンク」への空き家物件の登録や空き家情報の提供など、サポート体制の強化を図ってまいります。

（５）環境衛生対策

環境衛生対策については、「ごみ処理基本計画」に掲げた目標「１人１日当たりのごみの排出量１，０００グラム以下」が達成できるよう、広報等による周知を行い、ごみの減量化・資源化を図ってまいります。

また、令和１０年度に移行が決定している燃えるごみの新中間処理施設への搬入に向け、中継施設の検討を関係機関のご理解とご協力を得ながら進めてまいります。

時代の変化とともに、意見・要望が寄せられている合葬墓については、アンケートを実施し、関係団体のご意見をいただきながら、あり方を検討してまいります。

（６）上下水道の整備

上水道事業については、老朽配水管の計画的な整備・改良を実施し、随時耐震管に切り替えるなど、「管網整備計画」及び「耐震化計画」に基づき、水道施設の適正な維持更新に努めるとともに、有効期間が満了となる量水器の更新を実施してまいります。

簡易水道事業及び簡易給水事業については、老朽化した水道設備の計画的な更新・耐震化及び量水器の更新を引き続き実施してまいります。

また、持続的な水道施設の維持を図るため、各浄水場管理の全面委託を行い、効率的な維持管理と水道水の安定供給に一層努めてまいります。

公共下水道事業については、終末処理場の耐震診断や「施設更新計画」に基づき、機械設備の計画的な更新・改修を進めてまいります。

個別排水処理施設整備事業については、下水道未整備地域における生活環境改善のため、合併処理浄化槽の普及に取り組んでまいります。

（７）脱炭素化の推進

地球温暖化対策は喫緊の課題となっており、国、北海道は２０５０年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロとする「カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現」をめざし、各地域で脱炭素化に向けた取り組みが積極的に進められております。

本町も昨年６月にゼロカーボンシティ宣言を表明したところであり、十勝は１９市町村すべてが宣言済となっております。

地球温暖化対策実行計画「区域施策編」、「事務事業編」に基づき、

省エネルギー対策の推進、公共施設への再生可能エネルギーや省エネルギー設備の導入、吸収源となる森林の整備・保全や海洋資源を活用したブルーカーボンの調査・研究、家庭や職場における脱炭素化に向けた行動啓発など、まち全体で脱炭素化に向けた取り組みを進めてまいります。

（８）公園整備

新しい公園の整備については、アンケートや町民説明会などでいただいたご意見を踏まえ、見直しを行ったところであり、今年度は敷地の造成工事と屋内遊戯施設の実施設計を行ってまいります。

新しい公園が「子どもが安心して遊べる場所」、そして、まちに賑わいを創出し、次世代の成長支援にもつながる施設となるよう、計画的に整備を進めてまいります。

また、既存の公園については、適切な維持管理を実施し、安心して遊ぶことができる環境を整備してまいります。

５ 次世代に引き継ぐことができるまち

（１）町民が活躍するまち

町民がまちの課題や問題を認識して意見やアイデアを提案し、主体的にまちづくり活動に取り組むことは、元気なまちをつくりあげていくうえで重要であります。町民主体のまちづくり活動に対し、交付金による財政的な支援を行うことにより、多彩な活動の促進及び機運醸成を図ってまいります。

町内会活動については、人口減少や少子高齢化、町内における世帯

数の偏重などにより、役員のなり手がなく、コミュニティ機能の維持が危ぶまれる町内会が顕在化しております。こうした状況を踏まえ、各地域の実情に寄り添いつつ、様々な支援を行ってまいります。

広報活動については、公式ウェブサイトと広報紙を両輪とし、町民通信員制度も活用しながら地域の魅力や課題から身近な情報まで幅広く紹介することで、分かりやすく親しみやすい広報に努めてまいります。

広聴活動については、まちの情報をオープンにし、町長とのふれあいミーティングや地域分担制、まちづくり意見公募、各種アンケート調査など様々な意見提出機会を提供することで、町民が意見や要望を出しやすい環境を整えてまいります。

（２）行財政運営

税収の落ち込みなど厳しい地方財政状況が続く中、本町の令和６年度末の町債残高については、全会計を合わせ約１１５億円と依然として高い水準にあります。

急激な円安の進行や燃料・資材価格の高騰の長期化は地元経済への影響も大きく、今後の財政収支の見通しは引き続き厳しい状況が予想されます。

人口減少や少子高齢化が続く中、第６次まちづくり推進総合計画を確実に実行するため、次期行政改革大綱の策定による行政改革の取り組みを推進し、財政運営の効率化を図り、健全な財政基盤の確立に努めてまいります。

国が行う地方行政のデジタル化の推進に伴い整備が必要となる自治体情報システムの標準化については、国が示すスケジュールに従い

他の自治体と足並みをそろえ、事業を進めてまいります。

今後も、広域化する行政課題への的確に対応するため、近隣市町村の特色を活かしながら、相互に役割分担し、連携・協力してまいります。

「定住自立圏の形成に関する協定書」に基づき、地方圏への人口定住を促進する自治体間連携の取り組みを進めてまいります。

（３）移住・定住、交流、関係人口の拡大

少子高齢化や人口減少が進み、地方の活力低下が懸念される一方で、コロナ禍を契機とした都市部の住民の地方に対する関心は依然として高い状況が続いております。

地方に魅力を感じた若い世代が定住し、企業や都市部の住民から支援を得ることができる魅力的で活気のあるまちをめざし、地域おこし協力隊制度を活用して、移住・定住の促進や空き家対策、都市部との交流などを更に進めてまいります。

令和４年度から開始した奨学金返還支援助成を継続し、町内で人材が不足する職種の働き手を確保するとともに、子育て支援制度の充実により若い世代の定住と就業の促進を図ってまいります。

また、国のふるさとワーキングホリデー制度を活用して関係人口の拡大を図るとともに、移住希望者が本町での就業や子育てを具体的に思い描くことができるよう、相談窓口や移住体験などの受入体制を強化してまいります。

結婚対策では、結婚に伴う新生活に係る費用への助成を行うとともに、様々な職種の町民が交流するイベントを開催し、結婚生活への支

援や出会いの場の創出に取り組んでまいります。

地域間交流については、西海市、芽室町、東京都荒川区との交流の絆を深めると共に、関係人口の拡大に大きく寄与することから、従来行っている交流を充実させ事業の継続性を確保し、関係人口のさらなる拡大と、まちの賑わいの創出に努めてまいります。

む す び

以上、令和7年度の町政執行に臨む私の所信を述べさせていただきました。

国際社会情勢が目まぐるしく移り変わる中、世界経済も依然として先行きが見通せない状況にあります。我が国をはじめ、地方を取り巻く環境も依然として厳しく、人口減少・少子高齢化、防災・減災、諸物価高騰や人材不足など課題や問題は山積しております。

本町におきましても、諸物価等の高騰の影響を受け歳出は増大している一方で、歳入は慢性的に不足している状況下にあります。限られた財源の有効活用を図りながら、行財政全体の見直しを徹底するとともに町民の皆さまのニーズに応えられる町政運営に努めてまいります。

まちづくりの推進にあたっては、町政の主役である町民の皆さまと対話を重ね、多くのご意見に耳を傾け、「すべての世代が希望をもって住み続けたい」と思えるまちづくりを皆さまとともに進めてまいります。

議員各位並びに町民の皆さまの一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げ、町政執行方針といたします。